

社会福祉法人友和福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人友和福祉会（以下「この法人」という。）の役員、評議員及び委員会委員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員と定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 委員会委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含み。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報 酬)

第3条 役員、評議員及び委員会委員に対する報酬は、別表1のとおり支給する。

(費 用)

第4条 役員、評議員及び委員会委員がその職務を行うために要する費用は弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、出席した時の費用は、自費で支給する。
- 3 役員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人友和福祉会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

(支払方法等)

第5条 費用の支払いは、現金をもって本人に支払うものとする。

- 2 費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額（源泉所得税）を控除して支給する。

(公 表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等に支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は令和 29 年 4 月 1 日から施行される。

この規程は令和 3 年 6 月 26 日（評議員会の決議日）から施行される。

別表 1

(単位；円)

	役員等報酬	摘 要
理 事 会	5, 0 0 0/回	
監 事 監 査	5, 0 0 0/回	
評 議 員 会	5, 0 0 0/回	
評議員選任・解任委員会	5, 0 0 0/回	
苦情対応第三者委員	5, 0 0 0/回	